

富士吉田市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギー設備の設置に対して、予算の範囲内においてその費用の一部を補助することについて、富士吉田市補助金等交付規則（平成4年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備及び補助対象者等)

第2条 補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）及びその要件並びに補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）又は自ら使用する事務所等に補助対象設備を設置した者
- (2) 補助対象設備の設置後（建売住宅供給者等から補助対象設備付き住宅を購入した場合は、住宅の引渡し後）6月以内に補助金の申請を行う者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 富士吉田市暴力団排除条例（平成24年条例第16号。）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

3 前2項の規定にかかわらず、既にこの要綱による補助を受けた者（当該補助を受けた者と同一の世帯に属する者を含む。）は、当該補助を受けた日の属する年度内においては、新たにこの要綱による補助を受けることができない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第2に定める額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、富士吉田市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (2) 補助対象設備の仕様及び規格が確認できる書類の写し
- (3) 設置場所の案内図

- (4) 補助対象設備の設置前及び設置完了後の写真
- (5) 電力会社と電力受給契約を締結したことを証する書類の写し（太陽光発電システムを設置した場合に限る。）
- (6) 市税納付済証明書（法人にあつては市税納付済証明書及び所在証明）
- (7) 住民票（世帯全員）の写し（個人の申請に限る。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、富士吉田市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付額決定通知書（様式第2号）により当該申請した者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第6条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、再生可能エネルギー設備設置費補助金に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1（第2条関係）

補助対象設備	対象要件	補助対象者
太陽光発電システム	(1) 補助対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10kw未満であること。 (2) 電力会社と電力受給契約をした者 (3) 住宅用であること。 (4) 新たに設置するものとし、未使用品であること。	個人
定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 蓄電容量1kwh以上であること。 (2) 太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小	個人

	<p>さい方が 10kw 未満の設備と接続すること。</p> <p>(3) 住宅用であること。</p> <p>(4) 新たに設置するものとし、未使用品であること。</p>	
木質ペレットストーブ	<p>(1) 木質ペレット(間伐材、端材等の木材を粉砕したものを円筒状に固めたもの)のみを燃料として使用する暖房器具であること。</p> <p>(2) 新たに設置するものとし、未使用品であること。</p>	個人又は法人

別表第2 (第3条関係)

補助対象設備	補助金額
太陽光発電システム	1 kw当たり 3 万円に太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方 (その数に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。) を乗じて得た額。ただし、20万円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	1 基当たり、5 万円とする。
木質ペレットストーブ	購入及び設置に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額。ただし、20万円を限度とする。

附 則

(施行期日)

- この訓令甲は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(富士吉田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止)
- 富士吉田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱 (平成 13 年訓令甲第 8 号) は、廃止する。
(富士吉田市太陽熱温水器設置費補助金交付要綱の廃止)
- 富士吉田市太陽熱温水器設置費補助金交付要綱 (昭和 55 年訓令甲第 5 号) は、廃止する。

(富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱の廃止)

- 4 富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱（平成 27 年訓令甲第 7 号）は、廃止する。

(経過措置)

- 5 この要綱による補助対象設備の設置に係る補助金の交付は、この要綱の施行の日以後に設置する補助対象設備について適用し、令和 3 年 3 月 31 日以前に設置した補助対象設備については従前の例とする。

(富士吉田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 6 この要綱の施行の日前に附則第 2 項の規定による廃止前の富士吉田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、同要綱第 7 条に規定する補助金の返還について及び第 8 条に規定するデータの提供への協力については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(富士吉田市太陽熱温水器設置費補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 7 この要綱の施行の日前に附則第 3 項の規定による廃止前の富士吉田市太陽熱温水器設置費補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、同要綱第 6 条に規定する補助金の返還については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

- 8 この要綱の施行の日前に附則第 4 項の規定による廃止前の富士吉田市木質ペレットストーブ設置費等補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者については、同要綱第 7 条に規定する補助金の返還について並びに第 8 条に規定するデータの提供及びアンケートへの協力については、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）